

## 内閣府と「住家被害認定調査に係る自治体支援のための連携協定」を締結



令和6年12月26日(木)、内閣府の坂井大臣室にて、内閣府と本会との間で「住家被害認定調査に係る自治体支援のための連携協定」の締結式が行われました。

今回の協定は、罹災証明書の交付に必要となる住家被害認定調査の円滑な実施を通じた迅速な被災者支援を実現することを目的とし、内閣府及び本会が連携協力を図るため、不動産鑑定士や全国の自治体職員に対して、被害認定調査に関する研修会を定期的実施する等、別紙にある必要な事項を定めたものです。

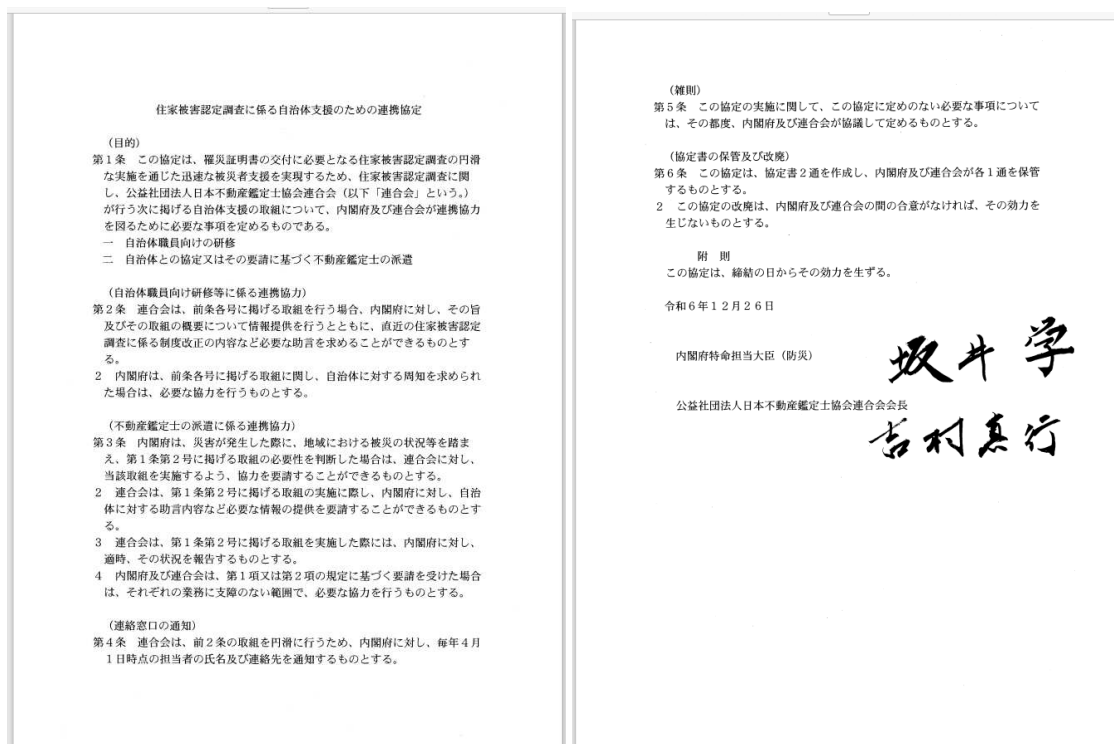
初めに、坂井内閣府特命担当大臣（防災）から、平時における自治体職員に対する研修の実施並びに災害時における被災自治体への不動産鑑定士の派遣などの取り組みにより、円滑な被害認定調査の推進に協力いただいているとして感謝の意が示されました。その後、「被災者の一日も早い生活再建を実現するためには、速やかに被害認定調査を実施し、罹災証明書を早期に交付することが大変重要です。大規模災害の発生時には他の自治体等からの応援職員の投入が必要不可欠です。貴連合会による平時の人材育成活動はもちろん、災害時に実施されている応援職員向け講習の実施や調査体制の確立に向けた助言等の支援は被災自治体の負担軽減に大きく貢献しているものと認識しております。」と述べました。

さらに、「次なる大規模災害に備える観点からは、不動産鑑定士による災害支援活動の一層の推進を図ることが重要です。内閣府といたしましても今回の協定締結を契機とし、貴連合会と緊密に連携し、被害認定調査をより円滑に推進するための環境整備を図ってまいります」との挨拶が行われました。

引き続き、吉村会長から、「今年は能登半島地震、そして奥能登豪雨におきまして、我々、

不動産鑑定士は被災証明書発行のための住家被害認定調査をはじめとした支援活動に尽力させていただきました。」「平成 28 年熊本地震での南阿蘇村において支援活動を行ってから 8 年、その後、毎年のように頻発する自然災害に対して、全国の不動産鑑定士が力を合わせてオールジャパンで取り組んでまいりましたが、今回の能登半島地震は初動からではない支援活動で、同時に 6 市町を支援するということで大変苦労いたしました。」「そのような状況を踏まえまして、この度内閣府と自治体支援のための連携協定を締結させていただくことは大変意義深く、そして大変嬉しく思います。我々不動産鑑定士は国民のため、そして日本のため住家被害認定調査をはじめとした被災地被災者支援活動に尽力し、社会的使命を果たしてまいりたいと考えております」との挨拶が述べられました。

挨拶の後、協定書への署名が行われ、協定書の披露及び写真撮影が行われました。



# 内閣府と（公社）日本不動産鑑定士協会連合会における「住家被害認定調査に係る自治体支援のための連携協定」の締結について

- 令和6年能登半島地震では、石川県からの要請を受け、連合会から派遣された不動産鑑定士が、専門家の立場から被災自治体における住家被害認定調査業務を支援（延べ1,564名、実人数262名を派遣）。
- 次なる大規模災害に備え、不動産鑑定士による災害支援活動の一層の推進を図るため、今般、内閣府と連合会の連携協力に関する協定を締結。

## 内閣府・連合会の連携協力の内容（協定事項）

- ① 連合会は、住家被害認定調査に関する自治体職員向けの研修を行う場合、内閣府に対し、必要な助言（直近の制度改正内容等）、自治体への周知を求めることができる。
- ② 内閣府は、災害発生時、連合会に対し、不動産鑑定士の派遣について協力を要請できる。その際、連合会は、内閣府に対し、内閣府から自治体へ実施した助言内容（事務連絡）など必要な情報の提供を要請できる。
- ③ 内閣府及び連合会は、①②の要請を受けた場合、それぞれの業務に支障のない範囲で必要な協力を行う。

- ・自治体向け研修に係る周知要請（上記①）
- ・自治体向け助言内容の提供要請（上記②）

- ・鑑定士派遣の協力要請（上記②）
- ・自治体向け助言内容の情報提供（上記②）

内閣府

連合会

自治体

自治体向け研修に係る周知  
（上記①）

鑑定士の派遣  
（上記②）

協定に基づく連携協力のイメージ

## （公社）日本不動産鑑定士連合会の取組

### 【平時の取組】

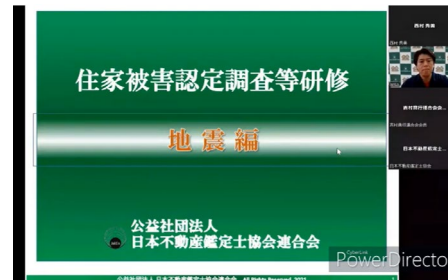
不動産鑑定士や全国の自治体職員に対し、被害認定調査に関する研修会を定期的に実施。

※ 令和3年から5年にかけて計6回実施(Web形式)し、計5,536名が受講

### 【災害時の取組】

不動産鑑定士を被災自治体に派遣し、調査の実施体制等に関する助言を行うほか、全国自治体からの応援職員向け講習会、専門的立場からの住民説明等を実施。併せて、不動産鑑定士が調査員として住家被害認定調査を実施。

※ 能登半島地震（1月）、豪雨（9月）の際にも鑑定士を派遣し支援



自治体職員向け研修（Web形式）の様子



応援職員向け実地研修の様子

## 【令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(抄)】

中央防災会議 防災対策実行会議 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ（令和6年11月）

専門性の確保及び自治体職員のマンパワーを補う観点から、被害認定調査を不動産鑑定士や建築士等の士業団体等に委任して実施することも検討すべきである。